## 農地転用には許可が必要です

農地を農地以外のものとする場合または農地を農地以外のものにするため所有権等の権利 設定・移転を行う場合には、原則として許可が必要です。

### 【違反転用に対する処分等(農地法違反)】

許可を受けないで無断で農地を転用した場合 転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等





国又は都道府県知事から工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、

原状回復等の命令に定める期日までに命令に係る措置を講ずる見込みがないとき 違反転用者を確知できないとき

緊急に原状回復措置を講ずる必要があるとき等



国又は都道府県知事自ら原状回復等の措置を講ずる場合があります。

なお、原状回復に要した費用については、原則として、違反転用をした者から徴収し、納 付を拒まれた場合には、国税滞納処分の例により徴収することがあります(農地法第51条)。 違反転用や原状回復命令違反については、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下 の罰金、法人にあっては1億円の罰金という罰則の適用もあります(農地法第64条、67条)。

こんなときには…… 農地を

- 住宅、工場、店舗、学校、病院等の施設用地にしたい
- 道路、水路等の用地にしたい
- 青空駐車場として利用したい
- 農業用施設を建てたい
- ▶ 一時的な資材置き場にしたい
- ▶ 作業員仮宿舎を設置したい
- ▶ 砂利採取場としたい

事前に、農業委員会事務局(54-2121内線354)までご相談ください。

# 認定農業者の認定を受けましょう

認定農業者制度は、経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を、 市町村が認定する仕組みです。国の各種支援策は、認定農業者に対して重点的に行われます。

砂川市農業委員会は、市と連携して担い手の育成及び確保のための活動を行っています。 また、認定農業者数の目標を、現状60経営体のところ平成25年度は66経営体、6経営 体の増としています。(「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」より)

## ◇認定を受けられる農業者◇

年齢や性別、専業農家・兼業農家の別、経営規模の大小、個人・法人は問わず 農業に意欲のある方であって、5年後に次のことを目指す方です。

- ▶ 農業所得がおおむね 400万円 以上。
- ▶年間就農時間が 1,800 ~ 2,000 時間。 (現在、達成されている方も認定を受けられます。)

#### ◇認定の手続き◇

「農業経営改善計画書」を砂川市に提出してください。

**※** 詳細は、農政課 (54-2121 内線  $352\cdot 353$ ) までお問い合わせください。